



島根県報

令和5年12月12日（火）

第 4 7 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

支出事務の委託の解除	（健康福祉総務課）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
保安林予定森林	（森林整備課）	3
保安林の指定施業要件の変更	（　　　　　）	3

【公 告】

公共測量の実施（2件）	（技術管理課）	4
公共測量の終了（2件）	（　　　　　）	4

【特定調達公告】

島根県庁舎及び合同庁舎の電力調達に係る一般競争入札の実施	（管財課）	5
島根県立こころの医療センター電力調達に係る一般競争入札の実施	（病院局）	7
島根県立学校校務用ファイルサーバ等賃貸借に係る随意契約の相手方等	（学校企画課）	10

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		11
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		11
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体		12
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった資金管理団体		12
政治資金規正法の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体		13

告 示

島根県告示第821号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の3第1項の規定により委託した事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 委託した者の住所及び名称

令和5年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金支給業務提案共同企業体

代表者 山陰中央テレビジョン放送株式会社 代表取締役社長 田部 長右衛門 島根県松江市向島町140番地1

構成員 ディープランニング・オフィス株式会社 代表取締役 原田 喜元 島根県出雲市湖陵町大池972番地

2 委託した支払金等の種類及び事務の内容

次に掲げる事務であって、支給決定に係る事務を除くもの

- (1) 令和5年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（救護施設分）支給要綱に基づく医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金の申請受付及び支払に関連した事務
- (2) 令和5年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（医療機関等分）支給要綱に基づく医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金の申請受付及び支払に関連した事務
- (3) 令和5年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（介護保険施設・老人福祉施設等分）支給要綱に基づく医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金の申請受付及び支払に関連した事務
- (4) 令和5年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（児童養護施設等分）支給要綱に基づく医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金の申請受付及び支払に関連した事務
- (5) 令和5年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（保育施設等分）支給要綱に基づく医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金の申請受付及び支払に関連した事務
- (6) 令和5年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（障がい福祉施設等分）支給要綱に基づく医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金の申請受付及び支払に関連した事務
- (7) 令和5年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（薬局・公衆浴場分）支給要綱に基づく医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金の申請受付及び支払に関連した事務

3 委託の解除年月日

令和5年11月30日

島根県告示第822号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和5年12月12日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
沖田 聡司	整形外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和5年11月30日
太田 健人	小児科	西部島根医療福祉センター	江津市渡津町1926	令和5年11月30日
藤田 朋宏	呼吸器外科	(独)国立病院機構 浜田	浜田市浅井町777番地12	令和5年11月30日

		医療センター		
佐藤 誠	内科、小児科	浜田市国民健康保険弥栄診療所	浜田市弥栄町木都賀イ530番地1	令和5年11月30日

島根県告示第823号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年12月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

飯石郡飯南町角井1152、1882

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第824号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年12月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

安来市広瀬町奥田原2267

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

広瀬町奥田原2267（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年12月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年11月30日から令和6年3月22日まで
- 3 作業地域
出雲市斐川町黒目地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について安来市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年12月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（水準測量）
- 2 作業期間
令和5年11月29日から令和6年1月31日まで
- 3 作業地域
安来市大塚町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年11月30日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年12月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年8月18日から同年11月30日まで
- 3 作業地域
益田市匹見町紙祖地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年12月4日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年12月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和5年9月1日から同年12月4日まで

3 作業地域

江津市後地町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和5年12月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達の名称及び数量

島根県庁舎及び合同庁舎の電力調達 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び「島根県庁舎及び合同庁舎の電力調達仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 調達期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 調達施設

島根県庁舎及び合同庁舎の12庁舎

(5) 入札方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

イ 落札者の決定は定められた予定価格の範囲内での最低入札価格をもって行い、契約価格は単価とする。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) 令和6年1月11日（入札参加資格確認申請の提出期限）までに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の

規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

- (5) 令和6年1月11日（入札参加資格確認申請の提出期限）において、庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年2月17日島根県告示第211号）第5条の規定により、令和6年における庁舎の電気供給業務の入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登録され、かつ、入札日においても引き続き当該名簿の当該種別に登録されている者であること。
- (6) 島根県が行う入札について、指名停止の措置を受け、入札日において、その措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (8) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める申請書類を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めた者であること。
- (9) 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用及び再生エネルギーの導入に関し、入札説明書別紙「二酸化炭素排出係数等環境配慮項目基準表」に掲げる条件を満たしている者であること。
- (10) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 入札手続等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階

島根県総務部管財課施設管理係

電話 0852-22-6088 ファクシミリ 0852-22-6037

メールアドレス shisetsukanri@pref.shimane.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和5年12月12日（火）から令和6年1月10日（水）までの間、電子メールによって交付するので、入札に参加を希望する者は、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載する本公告に貼付されている「入札説明書交付申請書」に必要事項を記載し、電子メールで(1)の場所へ送信すること。

なお、送信後は必ず電話にて到着の確認をすること。

交付時間は、午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）とし、交付費用は無償とする。

- (3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (4) 申請書の提出期間

令和5年12月26日（火）から令和6年1月11日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出すること。（郵送により提出する場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。）

- (5) 申請書の提出場所

(1)の場所

- (6) 入札及び開札の日時等

ア 日時 令和6年1月29日（月）午前10時

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎6階 第605会議室

ウ 郵便による入札にあつては、書留郵便とし、令和6年1月29日（月）午前9時までに(1)の場所へ必着のこと。

4 その他

- (1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、入札書に記載する金額を契約期間の月

数で除し、12で乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に基づき、契約期間における予定電力等による相当金額を契約期間の月数で除し、12で乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否

要する。

(6) 契約における特約事項

本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降に対する当該金額の歳出予算について、島根県議会により予算の減額又は削除があった場合は、契約を解除することができる。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Information Related to Bidding

Name of Procurement : Procurement of Electric Power for Shimane Prefectural Government Office Buildings and Joint Government Buildings

Procurement Period : 1 April 2024 until 31 March 2027

(2) Deadline for Submission of Vendor Qualifications : Please submit between 9 : 00 A.M. - 12 : 00 P.M. or 1 : 00 P.M. - 5 : 00 P.M. on any business day from 26 December 2023 (Tuesday) until 11 January 2024 (Thursday) (except for holidays) .

(3) Date of Bidding and Opening of Bids : 29 January 2024 at 10 : 00 A.M.

Deadline for Bidding by Mail : 29 January 2024 at 9 : 00 A.M.

(4) For Inquiries and Document Submission : Facility Management Staff, Property Division, Department of General Affairs, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken 690-8501 JAPAN

TEL : 0852-22-6088

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

1 入札に付する事項

(1) 調達の商品及び数量

島根県立こころの医療センターの電力調達 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び「島根県立こころの医療センターの電力調達仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 調達期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 調達施設

島根県出雲市下古志町1574-4 島根県立こころの医療センター

(5) 入札方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

イ 落札者の決定は定められた予定価格の範囲内での最低入札価格をもって行い、契約価格は単価とする。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事又は病院事業管理者が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 令和6年1月12日（入札参加資格確認申請の提出期限）までに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5) 令和6年1月12日（入札参加資格確認申請の提出期限）において、庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年島根県告示第208号）第5条の規定により、入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登録され、かつ、入札日においても引き続き当該名簿の当該種別に登録されている者であること。

(6) 島根県若しくは島根県病院局が行う入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(8) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める申請書類を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県立こころの医療センター病院長が認めた者であること。

(9) 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用及び再生エネルギーの導入に関し、入札説明書別紙「二酸化炭素排出係数等環境配慮項目基準表」に掲げる条件を満たしている者であること。

(10) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 入札手続等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒693-0032 島根県出雲市下古志町1574-4

島根県立こころの医療センター 事務局 総務企画課

電話 0853-30-0556 F A X 0853-30-2000

電子メール kokoronoiryo@pref.shimane.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和5年12月12日（火）から令和6年1月12日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までに電子メールによって交付するので、この入札に参加を希望する者は、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載する本公告に貼付されている「入札説明書交付申請書」に必要事項を記載し、電子メールで(1)の交付場所へ送信すること。

なお、送信後は必ず電話にて到着の確認をすること。

(3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(4) 申請書の提出期間

令和5年12月13日（水）から令和6年1月12日（金）までの間（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出すること。（郵送により提出する場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。）

(5) 申請書の提出場所

(1)の場所

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年2月6日（火）午前11時

イ 場所 島根県出雲市下志町1574-4 島根県立こころの医療センター 2階 大会議室

4 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第93条第2項の規定により、入札書に記載する金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県病院局財務規程第116条第2項の規定により、契約単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に基づき、調達期間における予定電力等による相当金額を調達期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書の作成の要否

要する。

(6) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(7) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(8) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島

根県病院局財務規程第95条第1項に規定により入札を取りやめ、又は延期することがある。

(9) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、契約金額は単価とする。

(10) 再度入札

再度入札は、2回を限度とする。

(11) 契約における特約事項

本契約は、当該調達に係る令和6年度予算が議決されたときに効力が生ずるものとする。

(12) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Bidding Information

Title of Procurement : Electric Power Procurement for Shimane Prefectural Psychiatric Medical Center

Procurement Period : From 1 April, 2024 until 31 March, 2025

(2) Deadline for Submission of Bidding Participant Qualifications : Please submit between 9 : 00 A.M. - 12 : 00 P.M. or 1 : 00 P.M. - 5 : 00 P.M. on any business day from 12 December 2023 (Tuesday) until 12 January 2024 (Friday) (except for holidays).

(3) Date and Time of Bidding and Bid Opening : 11 : 00 A.M on 6 February, 2024

(4) For Inquiries and Submissions : General Affairs and Planning Section, Secretariat Office, Shimane Prefectural Psychiatric Medical Center, 1574-4 Shimogoshi-cho, Izumo-shi, Shimane-ken 693-0032 Japan

TEL : 0853-30-0556

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年12月12日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

1 件名及び数量

島根県立学校 校務用ファイルサーバ等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁学校企画課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年11月16日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社えすみ松江営業所 所長 藤原 達哉 島根県松江市西嫁島3丁目2番13号

5 随意契約に係る契約金額

97,888,560円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和5年12月12日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

- | | |
|---|---------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 10,953 |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 157,940 |
| 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| 松江選挙区 | 54,745 |
| 浜田選挙区 | 14,207 |
| 出雲選挙区 | 46,936 |
| 益田選挙区 | 12,390 |
| 大田選挙区 | 9,229 |
| 安来選挙区 | 10,277 |
| 江津選挙区 | 6,219 |
| 雲南・飯石選挙区 | 11,406 |
| 仁多選挙区 | 3,319 |
| 邑智選挙区 | 4,879 |
| 鹿足選挙区 | 3,568 |
| 隠岐選挙区 | 5,375 |
| 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 157,940 |

島根県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりで

あったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和5年12月12日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

1 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
			新	旧	
あちはたけお 後援会	阿知波 武雄	主たる事務所の所在地	益田市染羽町3番8号	益田市中島町口188-2	令和5年9月30日
		代表者の氏名	阿知波 武雄	竹田 邦廣	
新政会	石橋 秀利	代表者の氏名	石橋 秀利	山根 満行	令和5年10月1日
丸山たつや後 援会	丸山 達也	主たる事務所の所在地	松江市宍道町西来待621	松江市浜佐田町896-5	令和5年10月26日
		会計責任者の氏名	梶谷 均	浜崎 正英	

島根県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年12月12日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党島根県出雲市第二支部	森山 健一	令和5年10月11日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
永見おしえ後援会	永見 おしえ	令和5年10月10日
島根創生を進める会	梶谷 均	令和5年10月26日
石川忠司後援会	松本 幸夫	令和5年10月30日
T K C 細田博之政経研究会	矢尾井 敏廣	令和5年11月30日

島根県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和5年12月12日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		異動年月日
			新	旧	
丸山 達也	丸山たつや後援会	主たる事務所の所在地	松江市宍道町西来待621	松江市浜佐田町896-5	令和5年10月26日

島根県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和5年12月12日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
永見 おしえ	永見おしえ後援会	令和5年10月10日